

生涯学習社会における公共図書館と学校図書館の在り方：
活動理論応用の可能性
School library and public library
for lifelong learning:
Adaptation of the activity theory

木幡 智子*

Satoko KOWATA

Abstract

In the democratic society, it is very important that the person as a sovereign ruler learns and judges by oneself, after he/she learns the basics of lifelong learning in the school education. The rights to learn is one of the fundamental human rights, so it is necessary that systematic guarantee anyone can receive. I consider the attitude that the school library and the public library could serve in lifelong learning society.

I conduct (1)the questionnaire survey about the collaboration of the school library and the public library in Kobe city(n=140), Toyohashi city (n=41) and Toyota city (n=51), and (2)the questionnaire survey for Aichi Shukutoku University undergraduate students(n=78) and Toyota city library users(n=80) about the use experience of the school library and the public library. Then I adapt the activity theory to analyze conflict which is involved of library in supporting activity of lifelong learner.

Research(1) showed a regional difference about collaboration between school library and the public library. One of the common responses in all areas was recognition that the collaboration in the recent 5 years became generally strong. In addition, the biggest obstacle factor was lack of the staff on the collaboration. Research(2) didn't show clear correlation between school library use experience and the public library use.

In Japan, the school library has different role to the public library. But the school library has not been enough to support school education. It is useful to reconsider a role of both as a place for the lifelong learning and to guarantee the continuity between the school library and the public library.

* 愛知淑徳大学大学院文学研究科図書館情報学コース博士後期課程

Graduate School of Library and Information Science, Aichi Shukutoku University
JOURNAL OF LIBRARY AND INFORMATION SCIENCE. Vol. 23, p. 13-32 (2009)

1. 学習権の概念枠組み

本論文は、「学習権」を軸とし、それを実現するための学校図書館、公共図書館に焦点をあて、現状と課題、あるべき姿について論じることを目的とする。

生涯学習の捉え方を含んだ学習権についての大きな概念枠組を、図1に示す。

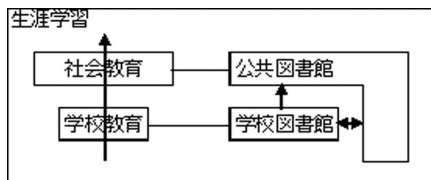


図1 学習権の概念枠組

この枠組みでは生涯学習を人が生まれてから生涯に渡る全期間の学習ととらえる。その中で特に重要な学習の場として、学校教育、社会教育を中心に置いた。そして学校教育と社会教育を貫く概念として上向きの矢印を示すが、これはリテラシーを表している。

我が国において「生きる力」を含めた学力の育成の中で最も重要視されているのは教科教育や教育方法についてであるが、本論文ではその問題には立ち入らず、戦後教育改革において重要な地位を与えられながらも、その後の運用においていまだに活用の余地を残したままになっている学校図書館に着目する。同じく、社会教育についても公民館運動や博物館学といった人の学びを支える諸分野が存在しているが、本論文では公共図書館に着目する。

学校図書館と公共図書館の関係は、生涯学習概念における水平方向の関係と垂直方向の関係に対応し、時系列でのつながりを上向きの矢印で、同時期における横のつながりを横向き双方向の矢印で示した。

1. 1 子どもの学習権

戦前の帝国憲法・教育勅語体制における日本の教育は、国の発展のための教育であり、子どもを、学習権を持つ主体として捉えるという考

え方は皆無であった。教育は学習者のためにあるのだという教育政策の転換は、戦後改革によるものである。

1947年に施行された日本国憲法は“平和主義”と“民主主義”を実現する目的で制定され、また、教育も同様の目的を持って行われるべきものとされた。しかし、1955年の池田ロバートソン会談以降、いわゆる逆コースから教育の中央集権化が進んだ。全国一斉学力テストや教科書検定、学校管理の強化が1960年代に相次いで行われた。1970年代から80年代にかけては国家の統制による教化に対抗するための理論から、“権利としての教育”を形成するための理論が展開された。

教育現場においては、1980年代からは体罰、いじめ、校則といった、学校教育活動による子どもの人権侵害が問題化され、1990年代以降には、教育裁判の中で教育個人情報の保護が注目されるようになった。これらの背景には、受験競争や管理主義といった抑圧があり、子どもの学習権を保障すべき学校においてさえ歪んだ学習観を子どもに与えるという状況を作り出している。

子どもの学習権という表現が我が国の判例において初めて登場したのは1967年の教科書裁判第二次訴訟、東京地裁第一審判決（いわゆる杉本判決）¹⁾である。本判決はルソーにまで遡る学習権思想に言及し、世界的な人権思想に敏感に対応しており、子どもの権利には大人の権利と区別される独自のものがあることを明確に述べている²⁾。さらに1976年の北海道旭川学力テスト訴訟³⁾最高裁判決は、国民の学習権を認めた上で、子どもは将来の主権者として社会による特別な保護を擁する存在であり、その学習権を保障しなければならないと述べた。

国際的には子どもの権利は国連によって1959年に宣言化され、1989年に条約化された。その一方で、子どもの権利宣言の採択から子どもの権利条約の採択までの期間に国際人権規約（1966年）が採択された。子どもには大人とは

異なった固有の権利があり、子どもに特別な保護を与え、その権利を保障していくべきだという人類的な課題が認識されたからこそ、子どもの権利条約は別個独立して制定されたのである⁴⁾。

1. 2 大人の学習権

大人の学習権は1948年の世界人権宣言⁵⁾第26条（教育に関する権利）、第27条（文化的生活に関する権利）、1966年の国際人権規約^{6), 7)}（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約＝A規約）第13条（教育に関する権利）、第15条（文化的生活に関する権利）を根拠とし、権利規定としては1976年にユネスコで採択された「成人教育の発展に関する勧告」において初めて体系化された。

我が国での社会教育は近代的な学校教育制度に対応する形で始まった⁸⁾。成人に対する教育は時の政策と密接に関わっており、昭和初期には戦争体制の確立と同時に、国民強化の手段とされていた。

自らの問題解決のための学習という意味での社会教育は戦後日本国憲法・教育基本法体制下において社会教育法が制定されて初めて保障されることとなった。この社会教育法は、国・地方公共団体は環境整備をするのみで、その内容については学習者の主体性に任せ、関与しないという理念で策定された。

しかし、1955年以降の教育政策の転換により、反政府的な社会教育団体への管理が強化された。具体的には1959年の大改正による立法趣旨の骨抜き、規制緩和による専任館長必置の緩和や公民館運営審議会の任意設置などである。これらによって教育の公共性は大きく後退したが、さらに2001年の改正では家庭教育の向上に関する規定が盛り込まれ、「国による国民善導の手段として社会教育を捉える姿勢を見ることができるよう後退¹²⁾」していると評されるほどであった。

1. 3 生涯学習時代における学習権

1976年ユネスコ総会で採択された「成人教育の発展に関する勧告」は、“成人教育は、生涯教育・生涯学習の全体的な体系の一区分であり、不可欠な部分である”と規定した²²⁾。

生涯学習は時系列にそった統合（垂直的統合）と学習・教育の場の統合（水平的統合）という縦・横の二つの枠組みを持っている。人生のどの時期にあっても、どんな学習・教育形態であってもアクセスでき、生涯を通じて学習し、社会生活での問題解決や社会参加を実現していくことを目標として提言された。

1985年にはユネスコの第四回国際成人教育会議で学習権宣言⁹⁾が採択された。これは教育を受けられないことが経済格差を拡大するという南北問題の課題を背景としている。学習権宣言は学習権を、「人類の生存にとって不可欠な道具である」と述べ、人権の中でも最重要の人権のひとつとして位置づけた。

学習権宣言の精神を受け継ぎ、1997年に「成人学習に関するハンブルク宣言¹⁰⁾」が採択され、学習は“社会への完全な参加の条件”である等、生涯学習の重要性が確認された。

わが国では、1981年中央教育審議会答申「生涯教育について」が、各人が自発的意思に基づき自己の充実・啓発や生活の向上のために生涯を通じて行う学習の必要性について言及した。

しかし1990年5月に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」では「生涯学習」が定義されておらず、生涯学習とは何なのか、生涯学習を振興するために国や地方公共団体は何を行うのか、何が国民に保障されるのかについて曖昧なままであるという日本特有の問題も存在する。

1. 4 学習権とリテラシー

リテラシーは元来「読み書きできる能力」の意味で用いられ、それに算数を加えた3R's（読み、書き、算数）と同義とされてきた。これは

社会において最低限必要となる能力と言われるものであるが、時代の変化に伴い求められる能力も変化し、現代においては「読み書きできる能力」以上の含みを持って使われることが多くなっている。

佐藤学は、情報と知識の高度化、複雑化、流動化が起こっている現代において、リテラシーを再定義する必要があり、従来の学校教育において培われるべき「基礎学力」としてリテラシーを捉えるだけでなく、個人を取り巻く社会状況の中で自ら判断し行動するために求められる能力、すなわち社会に参加するために必要とされる能力としてリテラシーを理解する¹¹⁾。このリテラシーは、個人の生涯を通じて獲得していくものであり、子どもの学びや大人の学びを支える基盤である。

家庭教育、学校教育においてその基礎が形成され、学校教育後の学習においてそれが活用されることが生涯学習において重要であり、子どもの学習権と大人の学習権を貫く学習の基礎である。

1. 5 学習権の制度的保障

学習権宣言において学習権は人権を守るための人権であるとされるが、それを実効的に保障することは各国の立法、行政に任されている。我が国では憲法26条教育を受ける権利を「学習権」の根拠としているが法律上の用語ではなく、規定もされていない。

憲法・教育基本法に規定された教育を受ける権利の内容は①教育の目的は人格の形成を目指すこと、②教育の無差別平等な保障、③教育機会の平等、④義務教育の無償、⑤教育への不当な支配の禁止、⑥生涯学習社会の実現、⑦社会教育の奨励などを重要な原理とする。

教育政策を実現するために教育行政が担うべきことは、学習者の主体性を妨げない助成作用であるとされ、行政による教育への介入は抑制的であるべきである。しかし、戦後日本の教育行政は、徐々に教育内容についての介入を拡

大している。これとは逆に「規制緩和」の名の下に、2002年には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が施行された。これにより、地方自治体は独自の財源により独自の行政を行えることになった。つまり金はないが仕事はある、という状況を作り出しており、教育財源の確保、社会教育専門職員の採用などが自治体の努力に任されることとなり、学習権保障の基盤そのものが揺らいでいる状況であると言える。

2. 学習権と図書館

2. 1 子どもの学習権と学校図書館

第二次世界大戦後、戦前の中央集権的で画一的な教育は、個人の価値と尊厳を重視した教育へと転換した。国にとって有益な人材、社会にとって有益な人材を育成するという観点から、自ら社会に参加できる個人を育成するという観点へと教育の捉え直しが行われた。一斉学習やつめこみ学習、知識偏重の教育では充足することのできない子どもの学習権が存在し、個別の興味に応じて、問題意識を形成し自ら取り組むといった形態の学習が必要とされた。これは学校教育段階においても、社会教育的な学習の場が必要とされるということであり、その場の一つが学校図書館であったと考えられる。

1953年に制定された学校図書館法は第1条で“学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であること”と明言している。しかし、学校図書館は学習の場として足場を固めることができなかった。その要因は①学校図書館を振興していく時期に学校図書館を必要としない教育が推進されたこと、②学校図書館を運営するための人が配置されなかったこと、③学校図書館を利用した学習の蓄積がないままに新教育による学力低下が問題視されたこと、④学校図書館法が短期振興法と混同されたことであった。しかし1980年代からの教育改革の流れの中で学校図書館は再び注目されることになった。

1996年に行われた中央教育審議会答申、「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」は、“これからの社会の変化に対応する教育の在り方の基本は、[生きる力]の育成を目指す¹³⁾”と述べている。また、「生きる力」とは、“いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性¹³⁾”のことである。さらに、“これからの情報化の進展に伴ってますます必要になる、あふれる情報の中から、自分に本当に必要な情報を選択し、主体的に自らの考えを築き上げていく力などは、この[生きる力]の重要な要素である¹³⁾”とする。教育改革におけるこの基本方針は、戦後新教育における基本方針と合致し、1997年の学校図書館法改正や、「学校図書館を計画的に利用」することを盛り込んだ1998年の学習指導要領改訂¹⁴⁾につながった。

2. 2 大人の学習権と公共図書館

戦後、占領軍の図書館政策によるアメリカの図書館文化の影響を受けて1950年に図書館法が制定され、①図書館の機能と奉仕の理念が明確に指摘され、②無料の原則が明記され、③図書館間相互協力の規定が設けられ、④公共図書館の設置・運営に関する基準が定められ、国庫補助の道が開かれ、⑤図書館専門職としての司書・司書補の規定、および館長の資格と責任が規定された。これは義務設置の規定上の不備や財政措置規定の弱さがありながらも、一定の評価を得るところまでに達した。

しかし、占領期間の終了後、1950年代の戦後復興と教育政策の転換、1960年代の経済成長を通じて、図書館政策は後回しにされ、制度は残ったが図書館サービスの向上にはつながらなかった¹⁵⁾。

1970年代に入ると、高等教育の大衆化と共に公共図書館の成長期が到来した。1963年の中小

都市における公共図書館の運営や1970年に刊行された「市民の図書館」により、図書館は資料を保存するところだという考え方から利用者を中心とする図書館活動への転換が行われ、貸出が重視され、貸出冊数が爆発的に増加した。

1980年代にはコンピュータ化による運営の効率化、地方の中心都市での大規模な図書館建設が行われた。

1992年には「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)¹⁶⁾」が発表され、生涯学習振興の中で図書館を“人々の学習を支援するきわめて重要な社会教育施設”であり、“公立図書館の整備は進みつつあるものの、未だ未設置の市町村が数多くあること”や、“整備途上の館が存在している”という状況を改善するため、公立図書館が“当面達成すべき水準”を明示した。

1990年代後半の地方分権の推進と規制緩和により、全国一律に最低水準をクリアするという考え方から、各地方自治体が目標を定め、図書館の充実を図っていくことを目指すようになった。そこで、2001年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(報告)¹⁷⁾」が発表された。これからの公立図書館の在り方として、“情報化、国際化、高歴化、産業構造・労働市場の変化、住民の学習要求の高度化・多様化など”各図書館が適切に対応した新しいサービスを推進し、基準の内容としては、各図書館が各々適切な数値目標を設定し、達成に努めことを定めている。この基準の施行後の社会の変化に即した新たな提言を行うために、2006年には「これから図書館像¹⁸⁾」が発表された。公共図書館はその時々々の社会の要請にこたえるべくあるべき姿を模索し続けている。

2. 3 学校図書館と公共図書館

学校図書館は“学校の教育課程の展開に寄与する”ため(学校図書館法第2条)、公共図書館は“国民の文化と発展に寄与するため”(図書館法第1条)という機能の違いがある。また、

両者は法律も、行政組織も異なる。しかし、学校図書館は、人の配置が猶予されていたことから“学校教育の展開に寄与する”という目的を果たしてきたとは言いがたい。また、一義的には、学校図書館は児童・生徒や教員の利用に供するものとされているが、目的を達成するのに支障のない限度においては、一般公衆に利用させることができる(学校図書館法第4条)とされている。

さらに、1980年代から少子化を背景に学校施設の複合化の事例が増え始め、余裕教室が社会教育施設、学童保育施設、コミュニティセンターへ転用され始めた。これは学校と家庭、地域との連携・協力推進につながるというメリットがある。しかし一方で学校に学校教育とは異質な空間が生じること、連携の体制作りが必要であることなど、学校の役割をどうとらえ調整していくのかという問題も存在する¹⁹⁾。

1994年ユネスコ公共図書館宣言が、“正規の教育と自主的な教育の支援”を公共図書館の使命として含んでいることを引き合いに出せば、学校図書館と公共図書館を機能の違いから区別するのではなく、学校図書館、公共図書館ともに生涯学習社会における学習権との関わりの中で捉えなおす必要があると考える。

3. 調査A 学校図書館と公共図書館の連携

3. 1 調査の概要

学校図書館と公共図書館を横のつながりとして捉えた連携・協力の調査は1990年以降、文部科学省によって行われてきた。しかし、それがどのくらい有効な連携・協力なのかについて知ることができないので、本論文では学校図書館と公共図書館の双方の連携に対する意識と、その連携が妨害されている場合を考え、その原因を明らかにするための調査を質問紙により行った。

<調査対象と選択理由、回収状況>

- (1) 兵庫県神戸市小・中学校，中央図書館：
1999年7月に調査者が行った学校図書館に関

する基本調査があり、それとの比較が可能であるため。回収状況は小学校84校(48.0%)，中学校55校(55.5%)，公共図書館1館(100%)だった。

- (2) 愛知県豊田市小・中学校，中央図書館：
2007年度に「豊田市子ども読書活動推進計画」を策定。2008年度は学校図書館振興5年計画の2年目にあたり、学校図書館支援センターの構想も進めているところである。また、豊田市は潤沢な図書館予算を確保しており、今後の展開が期待されるため。回収状況は小学校39校(51.3%)，中学校11校(42.3%)，公共図書館1館(100%)だった。
- (3) 愛知県豊橋市小・中学校，中央図書館：
2006年度から全市立中学校(22校)に学校図書館司書が配置(週18時間×年35週勤務)された。また、豊橋中央図書館内に学校図書館支援センターがあり、学校図書館との連携における先進的な例として期待されているため。回収状況は小学校29校(55.7%)，中学校11校(54.5%)，公共図書館1館(100%)だった。

<質問紙調査質問事項の設定>

- (1) 学校図書館向け

質問紙の構成は、次の4部からなる。①フェイスシート(学級数、学校図書館の活用状況、専門職員の配置について)、②公立図書館との連携について、③公立図書館への関心、④学校図書館担当教職員の、学校図書館に関する管理運営、業務の分担、相談などにおける支援関係について

- (2) 公立図書館向け

質問紙の構成は、次の2部からなる。①学校図書館との連携について、②学校図書館への関心

3. 2 結果と考察

1997年の学校図書館法改正により、2003年度から12学級以上の学校において、司書教諭の必置が義務付けられたが、(1)11学級以下の学校への不平等、(2)専任・加配ではないこと

から、兼任の司書教諭の配置となる可能性があることなどが改正当初から問題点として指摘されていた。特に、専任・加配ではないことにより、それまで専任の学校司書がいた学校図書館が、兼任の司書教諭とすりかわり、以前より学校図書館の運営が悪化するのではないか、という懸念もあった。

これに対し、本調査の対象校は法的保障のない12学級以下の学校が少なくはなかった。

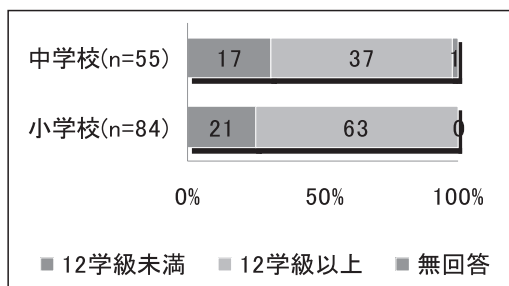


図2 学校規模（神戸市）

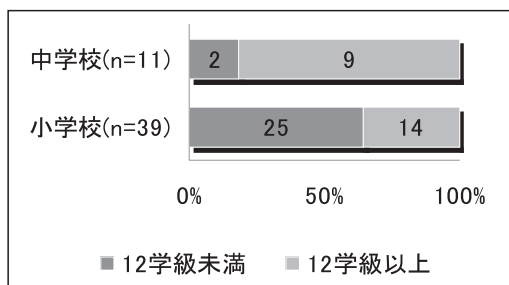


図3 学校規模（豊田市）

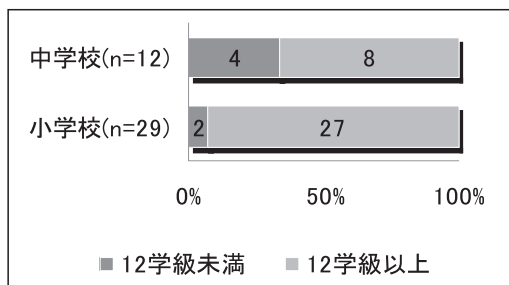


図4 学校規模（豊橋市）

さらに、対象とした全市の小中学校で、「兼任正規職員の司書教諭」の割合が高かった。

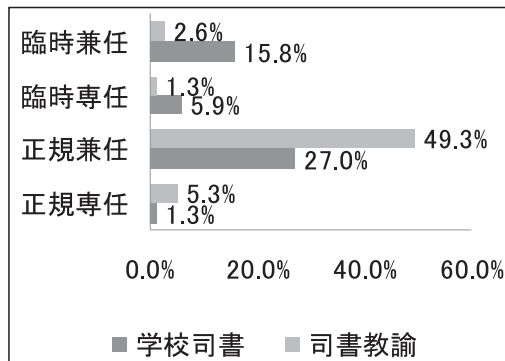


図5 教職員配置状況（小学校）

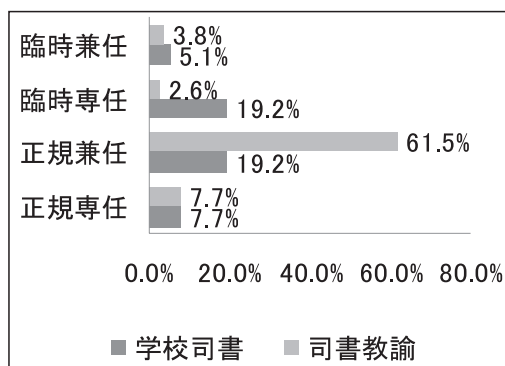


図6 教職員配置状況（中学校）

このような状況下で、公共図書館と学校図書館との連携を妨害する要因として「相手方の関心や対応の不足」、「担当人員の不足」、「時間の不足」について5段階で度合いを尋ねたところ、「大いに妨げとなる」との回答率が一番高かったのは「担当人員の不足」であった。

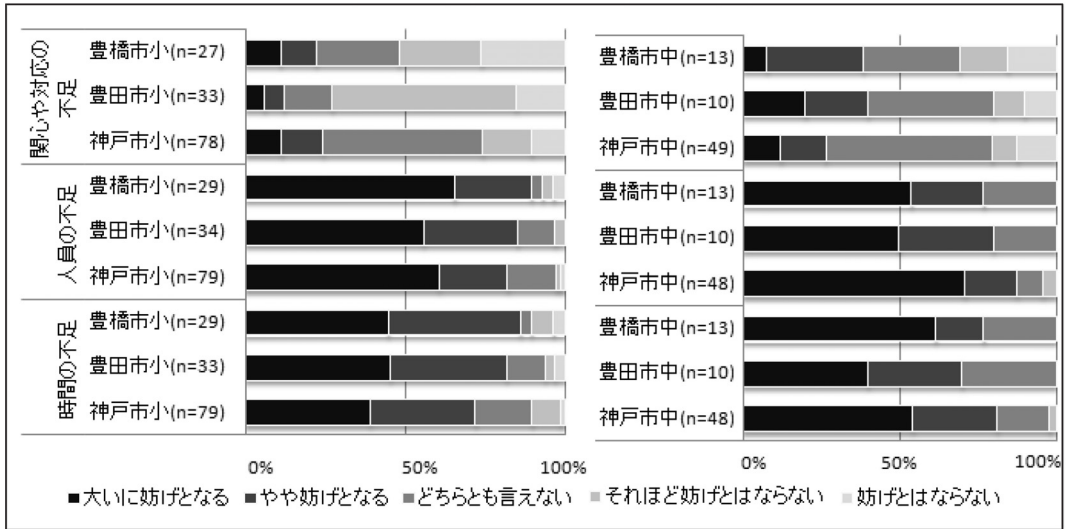


図7 公共図書館と学校図書館との連携を阻害する要因

自由記述の中には「図書館担当者が生徒指導主任、図書館主任、教育相談主任、福祉活動係を分担している」との記述や、「教育職ではない図書館専門の司書がほしい」などの記述も見られ、先の法改正によって期待された「人」の問題がまだまだ解決しておらず、学校図書館が困難を抱えている実態が明らかになった。

今回対象とした地域の中で、豊橋市は全体的に連携がうまくいっており、連携の認識において他の二市とは回答傾向が異なっていた。

現在の公立図書館との連携のレベルは、神戸市・豊田市で「非常に低い」・「低い」との回答が半数以上あるのに対し、豊橋市では「非常に低い」との回答はなく、「低い」との回答も30%以下だった。連携の必要性についての認識においても、他市では「必要性はあるが、連携がうまくいっていない」が多数であったのに対し、豊橋市では「必要性があり、連携が進んでいる」との回答が小学校で79.3%、中学校で69.2%であり、公共図書館側も「必要性があり、連携が進んでいる」と回答した。

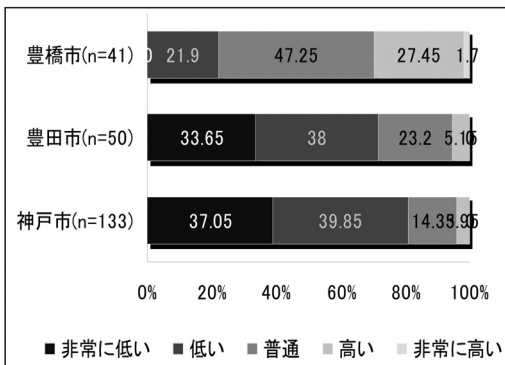


図8 現在の公共図書館との連携のレベル

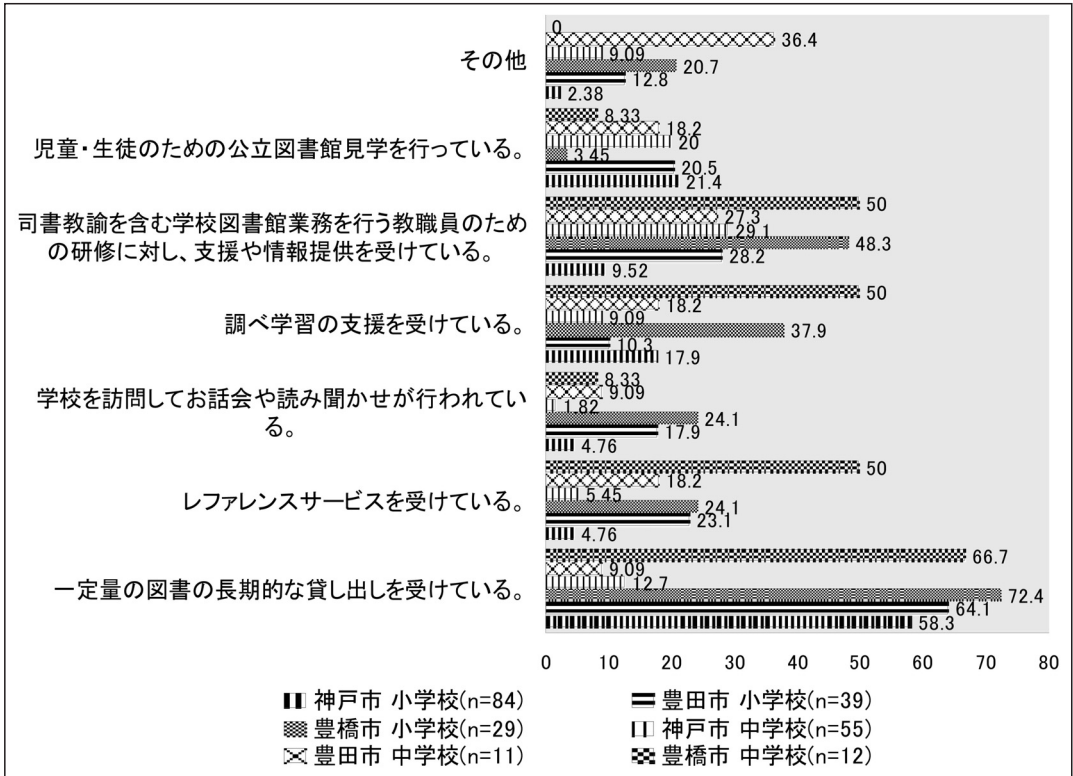


図9 公共図書館から学校図書館に提供されているもの

また、公立図書館から学校図書館に対して具体的に提供されるものとして、豊橋市では、「司書教諭を含む学校図書館業務を行う教職員のための研修に対し、支援や情報提供を受けている」の回答率が、他市に比べて高く（神戸・小9.52%、中29.1%、豊田・小28.2%、中27.3%、豊橋・小48.3%、中50%）、図書の貸与やレファレンスといった即時的な支援だけではなく、「人」への支援も行っていることが判った。

しかし、学校図書館と公共図書館のより強い連携を妨げる要因として「時間の不足」や「人員の不足」を「やや妨げとなる」または「大いに妨げとなる」と回答した小中学校は他市と同様に高い割合（6～7割）であり、公共図書館も「やや妨げとなる」との回答だった。

豊橋市は公共図書館内に学校図書館支援センターを持ち、活発に連携を図ってはいるが、時

間や人員の不足という点については解決していくべき問題を残しているということが明らかになった。

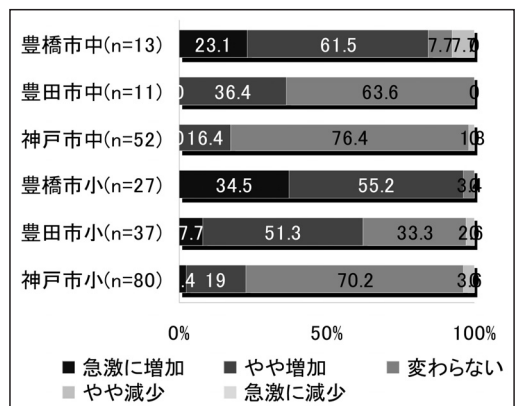


図10 最近5年間の公共図書館との連携

最近5年間の連携の増減については、「急激に減少」との回答は全市全校にみられず、「やや減少」も少なかった。神戸市では、小学校、中学校とも約70%の学校が「変わらない」と回答し、豊田市では「変わらない」と「やや増加」の合計が80%以上、豊橋市では「やや増加」と「急激に増加」の合計が80%以上だった。また、連携の必要性について、神戸市の中学校以外の全市全回答校の半数以上が感じており、連携の増減について地域による認識の違いはあるにせよ、今後、公共図書館と学校図書館との連携阻害する要因をより詳しく分析し、解消していくことがより強い連携を構築していくために必要である。

4. 調査B 学校図書館の利用から公共図書館の利用への推移

4. 1 調査の概要

学校教育段階において学校図書館を利用した経験をより強く記憶している場合には、学校教育後の学習においても積極的に公共図書館を利用した学習を行うのではないかとの仮説のもと、生涯学習における時系列的な学習の推移について調査を行った。

まずは、事前調査として、愛知淑徳大学文学部図書館情報学科の学生78名を対象に、2007年7月に紙面による調査を行った。

質問紙は、①小・中・高等学校での学校図書館の利用経験、②趣味や読書のため、及び特定の主題についての情報を入手する際のアクセスポイントについて、③図書館利用教育を受けた時期について、④インターネットの利用年数、⑤公共図書館の利用目的の5部で構成した。それぞれの設問に対し、「よく利用する」から「利用しない」まで5段階で回答する設問を設けた。

その結果、図書館以外の場所での本や情報の入手可能性を淘汰しているという欠点が明らか

になった。

そこで、より一般的な本や情報の入手経路を含め、2008年5月3日、4日の2日に渡り、豊田市中央図書館の協力の下、10代から8代の利用者を対象とした調査を行った。回答数は80である。

なお、調査対象として豊田市中央図書館利用者に焦点を当てた理由は、豊田市駅より徒歩2分と立地に恵まれ、さらに潤沢な資料を有していることから広い層の利用者が見込まれると考えたからである。

4. 2 結果と考察

愛知淑徳大学学部生に対する調査結果によると、学校図書館の利用は小学校段階、中学校段階、高校段階と推移するに従って、集団での利用が減少し、個人での利用が増加する傾向があった。

これは、十分に図書館利用教育が浸透したために個人での利用が容易になったためではなく、図書の利用よりも自学自習の場としての利用が多くなっているためであると思われる。つまり豊富な資料を用いて図書館の特性を生かした学習が行われているのではなく、学校図書館を学習の場所としてのみ利用している実態を推測することができる。そこでは、学習者への図書館による介入が想定されない。また、小学校・中学校・高等学校の各段階にレファレンスサービスを利用した人はほとんどいなかった（利用なしの回答率は小学校72%、中学校73%、高等学校63%）。

本の貸借利用は小学校から中学校、高等学校と学年があがるにつれて低くなる傾向があった。個人で調べ物をするときにも学校図書館はあまり利用されなかったが、授業科目での利用と似たような推移をしていた。従来の教科書重視の学習スタイルでは、独自に調べ物をする機会は制限されるためだと考えられる。また、児童生徒が自ら調べ物をできるような利用教育がほとんど行われておらず、行われていたとして

も記憶が曖昧であることがこの調査から明らかになった。

読書のための本を探す場合の入手経路としては、①公共図書館の利用も書店の利用も高い場合、②公共図書館の利用も書店の利用も低い場合の二分化が見られた。

趣味や読書に関する項目と特定主題に関する項目の間にほとんど差異は見られなかったが、特定主題に関する項目のほうが各情報入手媒体の利用頻度が高くなる傾向があった。これは大学生活の中で特定の主題について課題が与えられる場合があるという対象の特質が反映したと

思われる。

豊田市中央図書館利用者の調査では、学校教育段階が変わることによる情報入手媒体の利用頻度の変化はほとんど見られず、書店と学校図書館の蔵書の利用が頻繁だった。公共図書館の蔵書・レファレンス・OPACの利用頻度については、学校教育段階では60～90%が「利用しない」と回答したが、現在は公共図書館の蔵書を「毎回利用する」と「よく利用する」を合わせて30～40%、OPACを「毎回利用する」と「よく利用する」を合わせて14～27%であった。

表 1 過去の学校図書館利用と現在の公共図書館利用との相関係数

		趣味や読書									
		学校図書館									
		小学校			中学校			高等学校			
		OPAC	レファレンス	蔵書	OPAC	レファレンス	蔵書	OPAC	レファレンス	蔵書	
読書 趣味や	公共図書館 (OPAC : 端末)	現在	0.19	-0.12	0.14	0.20	-0.11	0.12	0.16	-0.04	0.12
	公共図書館 (レファレンス : 図書館員)		-0.07	0.32**	-0.12	-0.03	0.29**	0.02	0.13	0.36**	0.10
	公共図書館 (蔵書)		-0.07	0.02	0.18	-0.01	0.01	0.27*	-0.15	-0.02	0.23*
		特定の主題									
		学校図書館									
		小学校			中学校			高等学校			
		OPAC	レファレンス	蔵書	OPAC	レファレンス	蔵書	OPAC	レファレンス	蔵書	
特定 主題の	公共図書館 (OPAC : 端末)	現在	-0.12	-0.02	0.01	-0.09	-0.10	-0.02	0.04	0.00	-0.03
	公共図書館 (レファレンス : 図書館員)		-0.07	0.25*	0.00	-0.02	0.21	0.08	0.11	0.42**	0.25*
	公共図書館 (蔵書)		-0.01	0.14	0.34**	0.08	0.23*	0.35**	0.09	0.18	0.41**

(n=80 p<0.01** p<0.05*)

過去に学校図書館を頻繁に利用した人は現在、公共図書館を頻繁に利用するようになるのではないかとの仮説に基づき、学校教育段階での学校図書館の利用と現在の公共図書館の利用との間の相関係数を求めたのが表1である。ここでは趣味や読書に関する情報を探す場合のレファレンスの利用に関してやや相関が見られた。しかし、レファレンスの利用に関する回答は半数以上が「利用しない」であり、積極的な利用という意味での相関ではない。また、特定の主題に関する情報探索に関しては蔵書の利用にやや相関が見られた。しかし、本調査から学校図書

館の利用経験が現在の公共図書館利用に結びついている、という結果は得られなかった。

趣味や読書のために本を探すときに利用する媒体について、小・中・高等学校を通じてよく利用したものをその後もよく利用するのではないかとの仮説のもと、相関係数を求めたのが表2である。ここでは小・中・高等学校のそれぞれでかなり強い相関が見られた。しかし、学校教育段階と現在とでは、公共図書館のレファレンス利用についてやや相関が見られたものの、その他の媒体利用についての相関はあまり見られなかった。

表2 趣味や読書のために本を探すときの媒体利用における相関係数

		小学校	中学校	高等学校
インターネット	中学校	0.72**		
	高等学校	0.44**	0.70**	
	現在	0.18**	0.25*	0.40**
オンライン DB	中学校	0.95**		
	高等学校	0.57**	0.72**	
	現在	0.18	0.25*	0.38**
学校図書館(OPAC:端末)	中学校	0.91**		
	高等学校	0.42**	0.52**	
	現在	0.03	0.02	0.24*
学校図書館(レファレンス:図書館員)	中学校	0.96**		
	高等学校	0.79**	0.84**	
	現在	0.36**	0.40**	0.36**
学校図書館(蔵書)	中学校	0.75**		
	高等学校	0.53**	0.63**	
	現在	-0.05	-0.07	-0.05
公共図書館(OPAC:端末)	中学校	0.87**		
	高等学校	0.58**	0.74**	
	現在	0.16	0.24*	0.24*
公共図書館(レファレンス:図書館員)	中学校	0.91**		
	高等学校	0.61**	0.66**	
	現在	0.32**	0.38**	0.52**
公共図書館(蔵書)	中学校	0.90**		
	高等学校	0.60**	0.68**	
	現在	0.25*	0.27*	0.31**
オンライン書店	中学校	0.87**		
	高等学校	0.73**	0.49**	
	現在	0.12	0.04	0.22*
書店	中学校	0.83**		
	高等学校	0.59**	0.72**	
	現在	0.07	0.17	0.39**

(n=80 p<0.01** p<0.05*)

本調査において学校教育段階での図書館利用がそれ以後の図書館利用と関連があるということは証明できなかった。

また、図書館利用教育と現在の図書館利用との関係を考察する予定だったが、図書館利用教育を受けたことがあるかについての質問に対する肯定的な回答は少なく、現在の図書館利用等の項目との相関を見つけることはできなかった。

この調査は記憶を頼りにしていること、質問事項に繰り返しが多かったことなど、調査方法に課題を残した。本来ならば個人を追跡調査することによって、学校教育段階からそれ以後の学

校図書館および公共図書館の利用、図書館利用教育と図書館利用との関係を時系列に沿った生涯学習の一側面として明らかにしていくべきところである。豊田市中央図書館で回答者から、立地や資料の豊富さといった現在の公共図書館のあり方が公共図書館利用の要因であるということを知り、学校図書館と公共図書館との連続性を証明する難しさを確認した。

今回の調査では、過去の実験と現在の図書館の利用に焦点を当てたため、利用者が何を求めて公共図書館に来館しているのかについては問わなかった。しかし豊田市中央図書館の利用者

は公共図書館を学習の場、読書の場として比較的よく利用していた。調べ物をするときや本を入手するときには約半数の人が公共図書館を「よく利用」もしくは「毎回利用」していた。

この調査は公共図書館1館のみのデータであり、一般的な傾向を示すものではないが、対象とした豊田市中央図書館は資料や立地に恵まれており、今後、生涯学習の拠点として発展していく可能性を秘めている。

5. 生涯の学びを保障するために：活動理論応用の可能性

生涯学習という枠組みの中で、学校図書館、公共図書館の活動は地方自治体の努力にゆだねられているのが現状である。

すべての地域、場所において学校図書館が活発に活用されているとは言いがたいことが調査から明らかになった。

学校図書館の役割、司書教諭の役割、公共図書館の役割は多く、先進的な例を見ることもできる。その一方で、それらを実践するにはさまざまな困難を抱えている多数の学校図書館、公共図書館が存在すると思われる。そこには、先進的な事例報告を目の当たりにしても自館の置かれた現状と乖離しているために改善に結びつかない多くの図書館が存在するのではないだろうか。本論文では、どの学校図書館、公共図書館でも応用できる理論的な枠組みを使い、学校図書館や公共図書館の抱える困難を分析することを試みる。その解決の糸口を見つけるための枠組みとして、活動理論 (Activity Theory) を応用する。

5. 1 活動理論とは

活動理論 (activity theory) はソビエト心理学の文化歴史的な伝統の中から生じ、教育学、文化心理学、人間とコンピュータの相互作用 (human-computer interaction)、情報科学などの学術的領域の研究に利用できると考えられ

ているひとつの概念枠組みである²⁰⁾。教育学の分野で採用されたYrjö Engeströmの活動理論の枠組みは図11のように表すことができる。

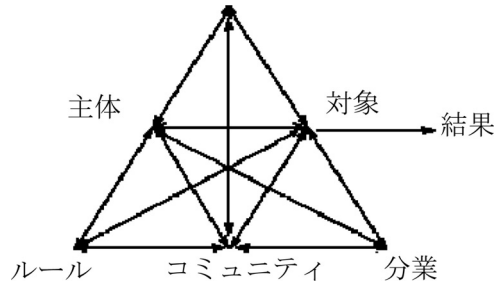


図11 活動の最小単位

図11は活動の最小単位を表しており、各要素は弁証的に関連している。このシステムを定義するのは「主体」、「ツール」、「対象」である。三角形の底辺にある「ルール」、「コミュニティ」、「分業」の3要素は環境要因である。各要素内、各要素間、活動間には対立 (contradiction) のある場合がある。その対立は緊張関係となり、活動システムが発達的に解消される場合と、崩壊する場合とに分かれる。

さらにEngeströmは、活動システムの変更にの発点として、対立を使った実践を拡張的学習と呼び、モデル化した。下図12は山住勝広によるモデルである。彼は関西大学人間活動理論研究センター (CHAT) を創設し、「人間活動の多様な領域を横断する『革新的な学習と教育システム開発』²¹⁾に携わっている。

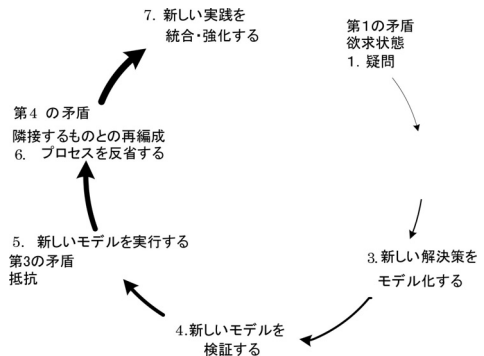


図12 拡張的学習のサイクルにおける矛盾とそれに対する戦略的な学習活動 (Engeström, 2001) 参考文献21のp.120, 図12を引用。

Engeströmによる2つのモデルを示したが、2つの違いは活動の最小単位が活動に存在する対立をチェックするために用いられる静的なモデルであるのに対し、拡張的サイクルは対立を発達的に解消する動的なプロセスモデルであるという点である。活動理論をより実践的に適応し、活動に内在する対立を解消していくためにはこの2つのモデルを検証していくことが必要であるが、「拡張的学習」のサイクルを適応するためには現場での長期間に及ぶ調査が不可欠である。

次節より活動理論を生業学習者を育て、支援するための公共図書館活動及び学校図書館活動に適応した理論として考察を行うが、本論文では「拡張的学習」には言及しない。ここでは、公共図書館の活動、学校図書館の活動に存在する対立を静的に考察することによって活動理論の応用可能性を示し、今後の研究の概念的道具立てとしたい。

5. 2 学校図書館活動における対立

生業学習者を育てるための学校図書館活動に活動理論のモデルを適用したのが次の図13である。

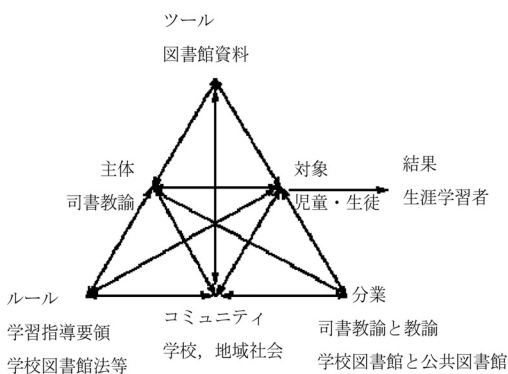


図13 生業学習者を育てる学校図書館の活動

この活動システムの要素内には次のような対立が存在すると考えられる。

①「ツール」：「読書のための資料 対 学習の

ための資料」, 「個人の要求する資料 対 カリキュラムの要求する資料」, 「資料の有限性 対 同時多数の資料利用」。この対立関係は適切な資料を十分に提供できないという問題を引き起こす。

②「主体」：「専任の司書教諭 対 兼任の司書教諭」, 「図書館担当教員としての司書教諭 対 他の校務分掌を担当する教諭としての司書教諭」この要素内での問題は専門・専任の職員がいないとて活発な活動が行えないということである。

③「対象」：「自らの関心により学習する児童・生徒 対 与えられた課題に答えるために学習する児童・生徒」この要素には与えられた課題に答えるときには自ら考えることより決められた答えを求める傾向がある。

④「ルール」：「専門性を担保する司書教諭養成制度 対 科目数・時間の少ない司書教諭要請制度」この要素内では現在の制度が専門職を養成する制度となっているのか再考する必要がある。

⑤「コミュニティ」：「学校図書館は読書の場であるという認識 対 学校図書館は学習の場であるという認識」現在、読書の場としての学校図書館に重点が置かれ、図書館は学習の場ではないという認識が形成される可能性を考える必要がある。

⑥「分業」：「教諭と学校図書館利用について話し合う場を確保できない」, 「学校図書館＝学校教育, 公共図書館＝社会教育という縦割り」この要素では分業のためのシステムを確立する必要がある。

次に、各要素間に存在する対立を次のように考える。

①「ツール」対「主体」：必要な資料を自館で利用できない場合、自助努力に任される。

②「ツール」対「対象」：開館時間やカリキュラムによるアクセス制限がある。

③「ツール」対「ルール」：学習活動を支える

資料を生徒一人ひとりに対して用意できない。「蔵書冊数は小・中・高等学校でそれぞれ増加しているものの、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は未だ低い状況」)

- ④「ツール」対「コミュニティ」：地域社会に開かれていることは稀である。コミュニティに満足を与える資料を用意できない。
- ⑤「ツール」対「分業」：教材研究のための資料が豊富ではない。授業を支える資料が十分ではない。公共図書館が利用しにくい。
- ⑥「主体」対「ルール」：司書教諭必置規定は「専任」の教員および12学級以下の小・中学校について保障がない。
- ⑦「主体」対「分業」：協働のためのシステムが確立していない。
- ⑧「対象」対「ルール」：カリキュラム外での利用が抑制される。
- ⑨「ルール」対「分業」：学校司書がルールの中に明確に位置づけられていない。

なお、各要素内、要素間に重大な対立が存在する場合には、学校図書館による生涯学習者を育てる活動が成り立つとは考えにくい、これらは生涯学習社会において学校図書館が担うべき役割を実現していく際に克服すべき点として考えることができる。また、これら対立のすべてを克服してはじめて生涯学習者を育てる学校図書館活動が十分に行われるものとする。

5. 3 公共図書館における対立

生涯学習者を支援する公共図書館の活動を活動理論に適用したのが次の図14である。

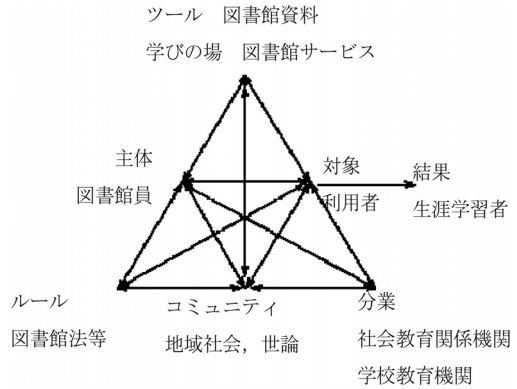


図14 生涯学習者を支援する公共図書館の活動

この活動システムの要素内に存在する対立として想定されるものは次の通りである。

- ①「ツール」：適切な資料を十分に提供できない。例えば、図書館資料購入費削減。
- ②「主体」：専門・専任の職員の必要性。例えば専任職員数減。
- ③「対象」：利用者には考える力育成より即答を求める傾向がある。図書館利用者はファレンス利用も限定的である。
- ④「ルール」：司書の専門性を確保する養成制度かを再考する必要がある。図書館資料を維持発展させるための予算配分が必要。
- ⑤「コミュニティ」：図書館は読書のみであり、学習の場ではないという認識。地の利。図書館員の専門性についてのコンセンサスの確立が必要。
- ⑥「分業」：「学校図書館＝学校教育、公共図書館＝社会教育という縦割り」「社会教育諸機関との断絶」

学校図書館での活動要素内に存在する対立と公共図書館での活動要素内に存在する対立は両館の役割が「利用者への資料提供」であるために、ほぼ同じ内容となった。

各要素間に存在する対立として想定されるものは次の通りである。

- ①「ツール」対「分業」：同一時期に複数の学校図書館から貸出請求がある。
- ②「主体」対「対象」：レファレンスサービス

の利用が少ない。

③「主体」対「分業」：他の教育機関との連携システムを確立する必要がある。

「趣味や教養のために本を借りる場所」という従来の公共図書館のイメージから脱却し、「多様な情報源から必要な情報を的確に得ることができる場所」への転換を図るために2006年4月に文部科学省は「これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－（報告）」²³⁾を発表した。

しかし、公共図書館に対するイメージ、すなわち図書館は「趣味や教養のために本を借りる場所」であるというイメージは、利用者が公共図書館を学習の場と認識していないことを表わしている。これは生涯学習施設として公共図書館が認識されていないということを認めるものであり、生涯学習者を支援するための公共図書

館を考える際の大きな障害となりうる点でもある。

従来、公共図書館は蔵書の貸し出しにサービスの重点を置いてきたことから、地域社会に向けたアピールの点で弱さを持っている。しかし、今後は展示、講演会の開催、チラシなどによる学習への道を開く、効果的に情報を提供するなどのサービスを、課題として解決していくことが求められている。

5. 4 公共図書館と学校図書館の対立

最後に、公共図書館と学校図書館それぞれが生涯学習者を支援する活動間における対立を考察する。図13、図14で作成した二つの活動システムを、結果を重ねるように左右対称に描いたものが次の図15である。

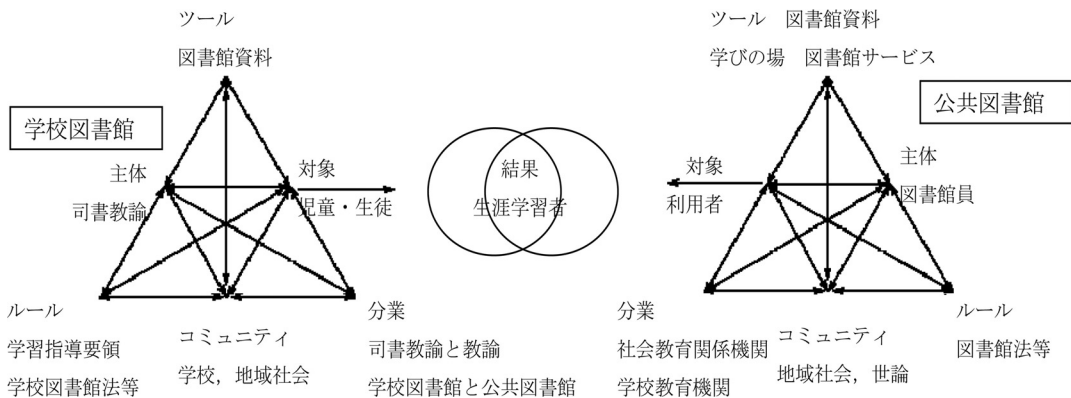


図 15 生涯学習者を育成する学校図書館の活動システムと公共図書館の活動システム

この二つの活動システムの要素間には次の対立が想定できる。

- ツール：資料を共有することが困難である。施設の存在目的が違う。「学習用資料 対 読書用資料」という蔵書購入基準の違いがある。
- ルール：「学校図書館法 対 図書館法」
- コミュニティ：範囲の違いのみで対立は想定されない。
- 対象：範囲の違い（児童・生徒 対 住民）の

みで対立は想定されない。

- 主体：「教員としての性格 対 司書としての性格」
- また、本論文3章の調査によって、公共図書館と学校図書館との連携が人的要因、時間的要因によって妨げられていること、豊田市のように公共図書館が行っている支援を学校図書館がうまく活用できておらず、学校図書館側の公共図書館への関心の低さが連携の妨げになってい

ることを公共図書館活動と学校図書館活動の間の対立として想定することができる。さらに、4章の調査から、学校図書館の利用経験や学校教育段階での図書館利用教育が将来の公共図書館利用に結びついていないという対立を仮定することができる。

学校図書館と公共図書館の連携については多くの先行研究があり、古くて新しい問題として時代の要請の中で常に意識されてきた。現在は「生涯学習社会」の構築がそれを牽引する力になっているものと思われるが、いまだ発達途中にあり、先進的な事例として両館の連携が報告される状況である。

学校図書館活動と公共図書館活動の間にある対立の最たるものは、戦後、両図書館がどのような理念を基に建てられたのかによるものが大きいのではないだろうか。すなわち、学校図書館は学校教育の充実のため、公共図書館は国民の教育と文化の発展に寄与するためという目的の違いである。戦後教育体制においては、学校教育と社会教育は人生における時期を時系列にそって単純に区切ったものであり、それぞれについて法律、施設の整備が行われることになんら抵抗はなく、同様にそれぞれについて行政が組織されたことにも抵抗はなかっただろう。

しかし、生涯学習社会を標榜する現代においては、「生涯学習」を軸とした捉えなおしが必要であり、学校図書館は学校教育の中にありながらも社会教育施設としての性格を持っているという認識を持ち、社会教育的なアプローチを学校教育の中に取り入れる必要がある。

6. 結論

初等・中等教育段階での学習内容は学習指導要領による拘束があり、児童・生徒が自らの問題意識に基づいて学習を行う機会についても教科ごと与えられた時間割の中で行うことが多い。常時「人」のいる学校図書館でなければ児童・生徒の興味関心に応じた学校図書館利用は望めないが、司書教諭の発令割合ですら小学校

59.8%、中学校57.7%²⁴⁾という状況であり、さらに学校図書館専任教職員の配置については何ら保障されていないのが現状である。

義務教育においては、「基礎学力」と「生きる力」とがせめぎあい、新学習指導要領では再び「基礎学力」に重点が置かれることとなった。教育の効果は即時的に測られるものではなく、また、将来の経済的生産者として学力を求めるといった教育政策は主権者としての個人に保障される学習権とは性質を異にすると考える。また、自ら学習を行う場面においては、知識を与えられることによって考える力を奪われるということがあるということを認識し、教育行政は生涯にわたる学びを保障するための環境醸成を行っていく責務がある。

日本における生涯教育、生涯学習という言葉は市民的な要求から起こったものではなく、Paul Lengrandの提唱した“労働者再教育”でもEttore Gelpiが提唱した“自己実現のための権利”でもない、「余暇を豊かに過ごすためのもの」として定着していった。

1990年代までの日本社会は一億総中流であるという意識があり、これが生涯学習の日本的な理解を形成に影響を与えた可能性が考えられる。しかし格差社会到来という状況を迎えた現在、生涯学習の権利と目的について新たなコンセンサスの形成が必要なのではないだろうか。従前たる認識のままでは生涯学習の権利性に気づかないままである。

読書活動の推進と、情報化の進展という二方向から図書館に関心が集まり、時代の後押しを得ている現在、図書館のあり方を理想として掲げるだけではなく、それを実現するための政策レベルまで深化した議論の高まりが期待されている。その理想と現実の間隙を小さくするためのアプローチとして、本論文5章で検討した活動理論を応用することが可能である。

先進的な公共図書館や学校図書館の例から学び、すべての公共図書館、学校図書館を活性化させることは大仕事である。そのような状況で、

個々の図書館自身に見合った前進を行うためには、活動理論を適応して現状を分析し、活動に存在する対立を発展的に解消するための装置を開発していくことが必要となる。本研究では、「生涯学習者を育成するための公共図書館の活動と学校図書館の活動」に活動理論適用の可能性を模索するだけに留まり、「拡張的学習」のサイクルについては言及できなかった。理論のみならず、実践的に対立を解消する装置を開発していく「拡張的学習」のサイクルが、実際の問題解決に有用であることを検証することが今後の課題として残されている。

謝辞

本稿執筆にあたっては愛知淑徳大学大学院岡澤和世教授にご指導をいただき、深く感謝いたします。また、調査データの分析に際して愛知淑徳大学大学院太田裕教授よりご助言、ご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 裁判所.判例検索システム.事件番号昭和42(行ウ)85.事件名“検定処分取消訴訟事件”, http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=18330&hanreiKbn=04, (参照 2007-12-8)
- 2) 堀尾輝久.日本の教育.第3版,東京,東京大学出版会,1995,p.272-273.
- 3) 裁判所.判例検索システム.事件番号昭和43(あ)1614.事件名“建造物侵入,暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件”, http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=26699&hanreiKbn=01, (参照 2007-12-8)
- 4) 子どもの人権連;永井憲一;小川利夫編.“子どもの権利条約の思想と歴史”.子どもの人権読本,東京,エイデル研究所,1990,p.67-80.
- 5) 外務省.“世界人権宣言”,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>, (参照 2007-12-8)
- 6) 外務省.“国際人権規約”,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>, (参照 2007-12-8)
- 7) 菅野和夫;江頭憲治郎;小早川光郎;西田典之編.“経済的,社会的及び文化的権利に関する国際規約”.六法全書I.東京,有故斐閣,2007,2784p.
- 8) 坪田護.“生涯学習の歴史”.社会教育と生涯学習,東京,成文堂,1996,p.38-53.
- 9) 国際教育法研究会編.“学習権宣言”.教育条約集.東京,三省堂,1987,432p.
- 10) 国際教育法研究会編.“成人の学習に関するハンブルク宣言”.教育条約集.東京,三省堂,1987,432p.
- 11) 佐藤学.リテラシーの概念とその再定義.教育学研究.2003,70(3),p.292-301.
- 12) 平原春好.教育行政学,東京,東京大学出版会,1993,p.9-11.
- 13) 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について.第15期中央教育審議会.平成7-4/平成9-4,文部科学省.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuouou/toushin/960701.htm, (参照 2008-07-24).
- 14) 文部科学省.“現行学習指導要領”.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301.htm, (参照 2008-07-24).
- 15) 根本彰.情報基盤としての図書館.勁草書房,東京,2002,p.42.
- 16) 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会.公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告).図書館雑誌.1992,86(7),p.441-444.
- 17) 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会.公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について(報告)

- . 図書館雑誌. 2001, 95(2), p.130-136.
- 18) これからの図書館の在り方検討協力者会議.
“これからの図書館像”. 文部科学省.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf, (参照 2008-07-24).
- 19) 江川玖成ほか編. 最新教育キーワード137.
時事通信社, 1999, p.86.
- 20) Meyers, E.M. (2007). “From activity to learning: using cultural historical activity theory to model school library programmes and practices.”
Information Research, 12(3) paper 313.
[Available at
<http://InformationR.net/ir/12-3/paper313.html>]
- 21) 山住勝広. 活動理論と教育実践の創造: 拡張的学習へ, 大阪, 関西大学出版部, 2004, p.iv.
- 22) 文部科学省. 平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について (概要).
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/04/08041814/001.pdf, (参照 2008-11-8)
- 23) 文部科学省. これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして— (「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書).
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06040513.htm, (参照 2008-11-20)
- 24) 文部科学省児童生徒課. 平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について (概要).
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/04/08041814/001.pdf, (参照 2008-11-20)